

平成 24 年度 舞鶴若狭自動車道全線開通に向けた誘客促進事業  
「若狭路観光モデル事業基本計画策定委託業務」実施要領

1. 業務目的

平成 26 年度の舞鶴若狭自動車道全線開通の機会を最大限に活用するため、若狭路観光実態調査の分析結果を基に、福井県新高速交通ネットワーク活用・対策プラン内容に即した若狭路観光モデル事業を実施したい。ついては、若狭路観光モデル事業を実施するための基本計画策定委託業務を優れた企画力・遂行力を持つ事業者へ委託するために企画提案（プロポーザル）を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

平成 24 年度若狭路観光モデル事業基本計画策定委託業務

(2) 業務内容

「平成 24 年度若狭路観光モデル事業基本計画策定業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約の日から平成 25 年 2 月 28 日（木）まで。

(4) 参加資格要件

提案事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 広告代理店または、企画コンサルタント会社およびそれに準じた業務を行える者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ウ 提案書等提出期限日において都道府県および各市町等での指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負者として不適当であると認められるものでないこと。

(5) 手続き等スケジュール

内 容	期間又は期日
①公募開始	平成 24 年 11 月 9 日（金）
②質問受付期間	平成 24 年 11 月 9 日（金）～ 11 月 16 日（金）
③企画提案意思確認等提出期間	平成 24 年 11 月 9 日（金）～ 11 月 20 日（火）
④質問回答	平成 24 年 11 月 20 日（火）
⑤企画提案書提出期限	平成 24 年 12 月 12 日（水）
⑥審査委員会	平成 24 年 12 月中旬～下旬
⑦審査結果通知	平成 24 年 12 月下旬～平成 25 年 1 月上旬

※本企画提案（プロポーザル）に係る経費は業者負担とする。

### 3. 企画提案書の内容及び留意事項

記載事項	様式	留意事項
企画提案意思確認書	様式-1	・企画提案の参加に対する意思確認を行います。
企画提案書	様式-2	・企画提案書は、A4、文字サイズ10ポイント以上とします。 ・連絡先には、担当者氏名、電話、ファックス番号、e-mailを必ず記載して下さい。
提出者事業概要調書	様式-3	・提出者（貴社）の事業概要をわかりやすく記入して下さい。
業務実施体制	様式-4	・配置予定の責任者及び担当者を記載して下さい。 ・当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の特徴等）を記載して下さい。 ただし、業務の主たる部分を再委託することは禁止します。 ・緊急時の連絡体制を記載して下さい。
責任者及び担当者の類似業務実績	様式-5	・責任者及び担当者が過去5年間に従事した類似事業の実績について記載して下さい。 ・記載する事務は、過去に従事し、完了した事務とします。
類似業務実績調書	様式-6	・提出者（貴社）の過去5年間の実績のなかで本業務に類似した代表的な実績3件を記載してください。
業務実施方針	様式-7	・本業務の目的及び業務内容の特徴を踏まえ、業務に取り組むための実施方針（貴社の基本的な考え方）を記載して下さい。 ・記載は簡潔にA4、1枚でお願いします。
業務の実施手法及び業務フロー	様式-8	・実施方針に基づき、実施手法及び業務フローを記載して下さい。 ・記載は簡潔にA4、1枚でお願いします。
工程計画	様式-9	・実施手法及び業務フローに基づき、工程計画を検討事項ごとに記載して下さい。
質問票	様式-10	・質問項目を具体的に記載して下さい。 ・質問項目は質問の内容ごとに分けて質問して下さい。
見積書	様式は任意	・項目がわかる内訳も添付して下さい。 ・予算限度額20,000千円を超えた見積金額を記載することはできません。

### 4. 本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

#### (1) 質問受付

ア 受付期間 平成24年11月9日（金）～11月16日（金）17時まで。

イ 受付方法 様式-10「質問票」をFAXにて提出すること。

※ FAX送信後に、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

#### (2) 質問回答

ウ 回答日 平成24年11月20日（火）

エ 回答方法 すべての参加事業者へ、FAXにて回答する。

5. 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 企画提案意思確認書提出時

- ア 提出書類 「様式－1 企画提案意思確認書」
- イ 提出方法 持参または郵送とする。郵送の場合は、配達記録等で配達を証明できるもので行い、期限の日までに必着とする。
- ウ 提出期限 平成24年11月20日（火）17時までに必着とする。
- エ 提出先 〒914-0047  
福井県敦賀市東洋町1-1 プラザ萬象内  
嶺南広域行政組合 担当 大下宛

(2) 企画提案書等提出時

企画提案書提出を本社ではなく支社、支店、事務所等で行う場合は、委任状（様式－11）を併せて提出すること。

なお、提出書類は次に記載してある順に綴じて提出すること。

- ア 提出書類 ①様式－2 「企画提案書」  
②様式－11 「委任状」  
③様式－3 「提出者事業概要調書」  
④当該法人の登記事項証明書（写しも可）  
⑤様式－4 「業務実施体制」  
⑥様式－5 「責任者及び担当者の類似業務実績（過去5年間）」  
⑦様式－6 「類似業務実績調書」  
⑧様式－7 「業務実施方針」  
⑨様式－8 「業務の実施手法及び業務フロー」  
⑩様式－9 「工程計画」  
⑪見積書（項目などがわかる内訳書を記載すること）
- イ 提出方法 持参または郵送とする。郵送の場合は、配達記録等で配達を証明できるもので行い、期限の日までに必着とする。
- ウ 提出期限 平成24年12月12日（水）17時までに必着とする。
- エ 提出先 〒914-0047  
福井県敦賀市東洋町1-1 プラザ萬象内  
嶺南広域行政組合 担当 大下宛
- オ 提出部数 代表者印を押印した正本を1部、副本を5部提出すること。  
なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、ア提出書類で示した提出書類の順にインデックスを付け、左とじで綴じ、背表紙、表紙に団体名称、正本及び副本がわかるように明記すること。ただし、他の機関が発行する証明書類等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズに統一すること。

(3) 提案書に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、嶺南広域行政組合より問い合わせを行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 6. 提案書類の審査等

### (1) 審査方法及び契約候補者の選定

提出された企画提案書の書類審査のみを実施する。

なお、契約候補者を選定するにあたり、審査選定委員会を開催し、最も適すると認められた業者を契約候補者として選定する。

### (2) 審査項目

以下の項目ごとに絶対評価を行うものとする。

- ・業務実施体制（様式－４）
- ・類似業務実績（様式－５、６）
- ・業務内容の理解度（様式－７）
- ・事業実施の実現性（様式－８）
- ・工程計画の妥当性（様式－９）
- ・見積金額

### (3) 審査結果の通知

参加者全員に、平成 24 年 12 月下旬～翌年 1 月上旬に書面にて結果の通知を行う。

なお、契約候補者については、通知日の同日に別途連絡する。

## 7. 委託契約に関する事項

本業務は、嶺南広域行政組合からの委託業務として執行する。

### (1) 業務委託の仕様

本業務委託の仕様については、「平成 24 年度若狭路観光モデル事業計画策定業務仕様書」、契約候補者の提案書等に記載された内容を尊重し、嶺南広域行政組合によって決定する。

また、仕様決定にあたり、嶺南広域行政組合と契約候補者で調整を行う。

### (2) 見積徴収

審査選定委員会で選定した契約候補者に対し、本業務委託に係る契約の見積書徴収の相手方として特定し、上記仕様において見積を徴収する。

### (3) 契約の内容等

本業務の委託契約は、嶺南広域行政組合事務局処務規程によるものとする。

## 8. その他

### (1) 企画提案書作成に係る費用について

企画提案書の作成に関わる経費は参加者の負担とする。

### (2) 企画提案書の提出後の変更について

原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、当組合の了解を得なければならない。

### (3) 提出書類の著作権及び取り扱いについて

企画提案書等の提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合には、参加者の了承を得ずに提出書類の内容を無償で使用するものとする。

また、提出された書類は一切返却しない。

### (4) 成果物に関わる著作権について

今回の委託業務により作成される成果物の著作権は、全て嶺南広域行政組合に帰属する。

## 9. 担当・連絡先

嶺南広域行政組合 担当 大下誠之

住 所 〒914-0047 福井県敦賀市東洋町1-1 プラザ萬象内

電 話 0770-23-4100

FAX 0770-23-4110

e-mail [reinan@ma.interbroad.or.jp](mailto:reinan@ma.interbroad.or.jp)